

レンタカー貸渡約款 制定 平成 30年 1月 1日 目次

| | |
|------------------|---|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1条(約款の適用) | 1 |
| 第2章 予約 | 1 |
| 第2条(予約の申込み) | 1 |
| 第3条(予約の更) | 1 |
| 第4条(予約の取り消し等) | 1 |
| 第5条(代替レンタカー) | 2 |
| 第6条(免責) | 2 |
| 第7条(予約業務の代行) | 2 |
| 第3章 貸渡し | 3 |
| 第8条(貸渡契約の締結) | 3 |
| 第9条(貸渡契約の締結の拒絶) | 4 |
| 第10条(貸渡契約の成立等) | 4 |
| 第11条(貸渡料金) | 4 |
| 第12条(借受条件の変更) | 5 |
| 第13条(点検整備及び確認) | 5 |
| 第14条(貸渡証の交付、携帯等) | 5 |
| 第4章 使用 | 6 |
| 第15条(管理責任) | 6 |
| 第16条(日常点検整備) | 6 |

| | |
|-------------------------|----|
| 第17条(禁止行為)..... | 6 |
| 第18条(違法駐車の場合の措置等)..... | 7 |
| 第5章 返 還 | 8 |
| 第19条(返還責任)..... | 8 |
| 第20条(返還時の確認等)..... | 9 |
| 第21条(借受期間変更時の貸渡料金)..... | 9 |
| 第22条(返還場所等)..... | 9 |
| 第23条(不返還となった場合の措置)..... | 9 |
| 第6章 故障、事故、盗難等の措置)..... | 10 |
| 第24条(故障発見時の措置)..... | 10 |
| 第25条(事故発生時の措置)..... | 10 |
| 第26条(盗難発生時の措置)..... | 10 |
| 第27条(使用不能による貸渡の終了)..... | 10 |
| 第7章 賠償および補償 | 11 |
| 第28条(賠償および営業補償)..... | 11 |
| 第29条(保険及び補償)..... | 11 |
| 第8章 貸渡契約の解除 | 12 |
| 第30条(貸渡契約の解除)..... | 12 |
| 第31条(同意契約)..... | 12 |
| 第9章 個人情報 | 13 |
| 第32条(個人情報の利用目的)..... | 13 |

第33条(個人情報登録及び利用の同意).....13

第10章 雑 則14

第34条(相殺).....14

第35条(遅延損害金).....14

第36条(細則).....14

第37条(合意管轄裁判所).....14

附 則14

第1章 総 則 (約款の適用) 第1条

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「オキナワレンタカー」といいます。)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとし、ます。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとし、ます。2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとし、ます。

第2章 予 約 (予約の申込み) 第2条

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款および別に定める料金表等に同意の上、別に 定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申し込みを行うことができます。2 当社は、借受人から予約の申し込みがあったときには、原則として、当社の保有するレンタカーの 範囲内で予約に応ずるものとし、ます。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、別に定める予 約申込金を支払うものとし、ます。

(予約の変更) 第3条

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けな ければならないものとし、ます。

(予約の取り消し等) 第4条

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます)の締結手続きに着手しなかった時は、予約は取り消されたものとします。3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取り消し手数料を当社に支払うものとし、当社は予約取り消し手数料の支払いがあったときは受領済の予約申込金を借受人に変換するものとします。4 当社の都合により、予約が取り消された時、または貸渡契約が締結されなかった時は当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかった時は、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(代替レンタカー) 第5条

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます)の貸渡を申し入れることが出来るものとします。2 借受人が前項の申し入れを承諾した時は、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡するものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる時は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる時には、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申し入れを拒絶し、予約を取り消すことが出来るものとします。4 前項の場合において、第1項の貸渡をすることが出来ない原因が、当社の責に帰すべき事由による時には第4条第4項の予約の取り消しをして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。5 第3項の場合において、第1項の貸渡をすることが出来ない原因が、当社の責に帰さない事由による時には第4条第5項の予約の取り消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

(免責) 第6条

当社および借受人は、予約が取り消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(予約業務の代行) 第7条

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます)において予約の申し込みをすることが出来ます。2 代行業者に対して前項の申し込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更または取り消しを申し込むことが出来るものとしします。

第3章 貸渡し(貸渡契約の締結) 第8条

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとしします。ただし、貸渡することが出来るレンタカーが無い場合又は借受人もしくは運転者が第9条第1項もしくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとしします。3 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、または運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます)の運転免許証の提示を求め、およびその写しの提出を求めます。この場合借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとしします。(注1) 監督官庁の基本通達とは国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自旅第138号平成7年6月13日)の2(10)及び(11)のことをいいます。(注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は運転免許証に準じます。4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人が確認できる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しを取ることが有ります。5 当社は貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。6 当社は、貸渡契約の締結にあたり借受人に対し、クレジットカードもしくは現金による支払いを求め、またはその他の支払方法を指定することが有ります。

(貸渡契約の締結の拒絶) 第9条

借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することが出来ないものとします。(1) 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。(2) 酒気を帯びていると認められるとき。(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。(4) チャイルドシートがないにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。(5) 暴力団、暴力団の構成員もしくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。2 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することが出来るものとします。(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。(2) 過去の貸渡において、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき(3) 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる行為があったとき。(4) 過去の貸渡において(他のレンタカー業者による貸渡を含みます)第23条第1項に掲げる事実があったとき。(5) 過去の貸渡において貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があるとき。(6) 別に明示する条件を満たしていないとき。3 前2項の場合において借受人との間ですでに予約が成立していたときは、予約の取り消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていた時は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等) 第10条

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金) 第11条

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額または計算根拠を料金表に明示します。(1) 基本料金(2) 特別装備料(3) ワンウェイ料金(4) 燃料代(5) 配車引き取り料 その他の料金、

(借受条件の変更) 第12条

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときはあらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことが有ります。

(点検整備及び確認) 第13条

当社は道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。2 当社は道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。3 借受人または運転者は、前2項に点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。4 当社は、前項に確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等) 第14条

当社は、レンタカーを引き渡したときは地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。2 借受人または運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。3 借受人または運転者は、貸渡証を紛失した時は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。4 借受人または運転者はレンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用(管理責任) 第15条

借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備) 第16条

借受人または運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為) 第17条

借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的で使用すること。(2) レンタカーを所定の目的以外に使用または第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得たも

の以外のものに運転させること。(3) レンタカーを転貸し、またはほかに担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。(4) レンタカーの自動車登録番号票または車両番号票を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装するなどその原状を変更すること。(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。(6) 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。(9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(違法駐車の場合の措置等) 第18条

借受人または運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をした時は、借受人または運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車にかかる反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。2 当社は警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けた時は、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、もしくは引き取るとともにレンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお当社はレンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収書により確認するものとし、処理されていない場合には処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するように求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。4 当社は当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることが出来るものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人もしくは運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます)を請求するものとします。この場合借受

人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。(1) 放置違反金相当額 (2) 当社が別に定める駐車違反違約金 (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引き取り等に要した費用 6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金などを納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることが出来るものとします。7 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、または公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社にすでに支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金の還付を受けたときは、当社はすでに支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみ借受人又は運転者に返還するものとします。

第5章 返還(返還責任) 第19条

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。2 借受人又は運転者が前項の規定に違反した時は、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを変換できない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認等) 第20条

借受人又は運転者は、当社立ち合いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合 通常の使用によって摩耗した箇所などを除き、引き渡し時の状態で返還するものとします。2 借受人又は運転者はレンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人もしくは運転者の又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金) 第21条

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更した時は、変更後の借受期間に 対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所) 第22条

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更した時は返還場所の変更 によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。2 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場 所にレンタカーを返還した時は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×150%

(不返還となった場合の措置) 第23条

当社は、借受人又は運転者が借受期間が満了したにも関わらず、所定の返還場所にレンタカ ーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明になる等の理由によ り不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転 者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措 置をとるものとします。3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損 害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負 担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難等の措置 (故障発見時の措置) 第24条

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中 止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置) 第25条

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した時は、直ちに運転 を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。(1) 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き当社又は当社の 指定する工場で行うこと。(3) 事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類を 遅滞なく提出すること。(4) 事故に関し相手方との示談その他に合意するときは、あらかじめ当社の

承諾を受けること。2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において自己を処理し、及び解決するものとします。3 当社は、借受人又は運転者の為事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置) 第26条

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した時その他の被害を受けたときは、次の措置をとるものとします。(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(3) 盗難、その他の被害に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了) 第27条

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引き取り及び修理などに要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由の場合はこの限りではないものとします。3 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることが出来るものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害については当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償および補償(賠償および営業補償) 第28条

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、この損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭

気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとし、

(保険及び補償) 第29条

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負う時は、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は賠償金が支払われます。(1) 対人保障 1名につき 無制限 (2) 対物補償 1事故につき 無制限(免責金額0万円) (3) 車両補償 1事故につき(免責金額0万円 ただしマイクロバスは 万円) (4) 搭乗者補償 1名につき 3,000 万円 2 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。3 保険金又は補償金が支払われない損害および第 1 項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の 支払額を当社に弁済するものとし、5 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金 に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除 (貸渡契約の解除) 第30条

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反した時、または第 9 条第 1 項各号のい ずれかに該当することになったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとし、

(同意契約) 第31条

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て事項に定める解約手数料を支払ったうえで 貸渡契約を解除できるものとし、この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期 間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとし、2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとし、解約手数料=(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡から返還までの期間に対応する基本料金 × 30%)

第9章 個人情報 (個人情報の利用目的) 第32条

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

(1) 道路運送法第80条に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として貸渡

契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝広告物の送付、Eメールの送信等の方法により案内するため。(3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。(4) 当社の取り扱う商品およびサービスの企画開発、またはお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。(5) 個人情報を経営的に集計し、分析し、個人を識別、特定できない携帯に加工した統計データを作成するため。2第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の利用の同意) 第33条

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報がレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合 (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額のお支払いがない場合 (3) 第23条第1項規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則 (相殺) 第34条

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺できるものとします。

(遅延損害金) 第35条

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率10%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

(細則) 第36条

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(合意管轄裁判所) 第37条

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、平成30年1月1日よりから施行します。